

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

固定資産の取得価額

Q : 不動産の取得価額に含めるものには、どんなものがありますか？

A : 法人と個人で取り扱いが若干違います。

【解説】

固定資産の取得価額は、購入対価の額に購入手数料等購入のために要した費用及び事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額となります。

不動産の場合は、一般的に次のようになりますが、個人と法人では若干取扱いが違ってきます。

①購入代金

法人○ 個人○

②仲介手数料

法人○ 個人○

③対象不動産に入居していた者への立退き料

法人○ 個人○

④契約書の印紙代

法人△ 個人(非業務)○、(業務用)×

⑤所有権移転登録免許税

法人△ 個人(非業務)○、(業務用)×

⑥所有権移転司法書士手数料

法人△ 個人(非業務)○、(業務用)×

⑦不動産取得税

法人△ 個人(非業務)○、(業務用)×

⑧借入金で取得した場合の抵当権設定費用

法人△ 個人(非業務)○、(業務用)×

法人の△印は、取得価額に算入しても、しなくてもよく、しない場合は損金に算入することができます。個人は、業務用と非業務用に区分され、業務用の×印は経費となります。

